2017年度 自動車リサイクルの高度化等に資する調査･研究･実証等に係る助成事業

〔募集要領〕

2017年8月

一般財団法人 自動車リサイクル高度化財団

1. 事業目的  
   使用済自動車のリサイクルは自動車リサイクル法の安定的な運用により高いリサイクル率を維持しております。しかし、ASRはサーマルリサイクルが中心であり、循環型社会におけるマテリアルリサイクルの促進や、ユーザーが負担しているリサイクル料金の負担軽減が要望されています。  
   また、CO2排出量削減に有効な駆動源の電動化や車体の軽量化等に伴う新技術、新素材の適用拡大が見込まれるため、これらの適正処理方法を整備する必要があります。

このような状況を踏まえ、当財団では、自動車リサイクルの安定的な運用を目的とした循環型社会の推進と低炭素社会の実現に資する実証事業等の公募を実施いたします。

1. 2017年度実施対象事業
   1. ASRの削減に向けたリサイクル関連事業者等の樹脂等の選別技術の調査･研究等事業
   2. 高品質の樹脂等を供給するための資源回収スキーム確立のための自動車メーカーとの連携による実証等事業
   3. 新素材（Li電池、CFRP）等の適正処理・リサイクル技術開発・システム構築等に資する事業
   4. NPO法人等が主催する自動車リサイクルに関する周知活動支援事業
2. 公募対象者
   1. 2017年8月1日時点において法人格を有し、2年以上の事業（活動）実績を有する法人であり、日本国内に事業所を有すること。なお、上記法人による共同提案も可能とします。共同提案の場合、代表事業者が（1）を満たすものとします。
   2. 上記に加え、以下の要件を満たすこと。助成事業に関し応募要件を満たしていない等、不正行為が認められたときは、「自動車リサイクルの高度化等に資する調査・研究・実証等に係る助成金交付規程」に従い、当該助成の解除を行うとともに、代表事業者に支払済みの助成金を返還していただきます。
      1. 使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条、第58条に該当する者。また、第62条第2号イからヌまでのいずれにも該当しない者。また、過去5年間で使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する法律等による不利益処分を受けていない者。また、当該法規制を違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
      2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条2号イからヘまでのいずれにも該当しない者。また、過去5年間で廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び公害防止に関する法律等による不利益処分を受けていない者。また、当該法規制を違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
      3. 応募書類（様式8）に示す「暴力団排除に関する誓約事項」を誓約できる者。
      4. 助成事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制を有する者。
      5. 助成事業を的確に遂行するのに必要な経理的基礎・経営健全性を有する者。
      6. 今回応募事業に関して同一期間内に他の公的助成を受けていない者、また他の公的助成に応募していない者。
      7. 実施事業（4）に応募するNPO法人等については、過去に中央省庁より周知活動を主体となって受託した経歴がある者（当該活動は自動車リサイクルに限定しない）。
3. 共同事業
   1. 代表事業者と共同事業者による共同事業を実施する場合には、事業に参画するすべての事業者が上記3．（2）①、②、③及び⑥の要件を満たすこととします。
   2. 助成事業に参画するすべての事業者のうちの１名を、当助成金の応募等を行い交付の対象者となる代表事業者とします。なお、設備費を申請する場合、設備を設置する事業者が代表事業者となります。
   3. 代表事業者は、助成事業の全部又は一部を自ら行うとともに、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、応募書類（様式4）提案書に記載した事業の実施体制にもとづき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行って下さい。
   4. 代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、助成事業として採択された後は変更することができません。
4. 事業費･採択件数･助成率･事業実施期間
   1. 事業費･採択件数
      1. 上記「2. 実施対象事業」（1）（2）（3）  
         総額: 2.8億円程度（初年度）  
          1件当たり上限1億円とします。  
         採択件数: 4件程度
      2. 上記「2. 実施対象事業」（4）  
         総額: 1千万円程度（初年度）  
          1件当たり上限5百万円とします。  
         採択件数: 2件程度

ただし、消費税及び地方消費税相当額を減額した金額を助成対象とします。

* 1. 助成率

助成率は定額とします。

* 1. 事業実施期間

2017年10月～2020年3月（最大3ヵ年）

* + 1. 原則は単年度事業とします。複数年事業として応募する場合、採択の確定は初年度事業のみとなります（次年度以降の助成を保証するものではありません）。
    2. 次年度の事業継続の可否については、年度末に開催予定の選考委員会にて初年度事業の成果を検証し決定します。
    3. なお、設備費を申請する場合、単年度にて設備の導入が完了し、導入年度内に設備を用いた成果をあげることが必要となります（例えば、2017年度は設備の購入・据付のみ、という申請は認められません）。

1. 申請書類

申請書類は応募様式（様式1～8）及び以下の添付書類となります。

* + 1. 直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書（公益法人会計基準を採用している場合は正味財産増減計画書、NPO法人会計基準を採用している場合は活動計算書）

1. 選考方法等
   1. 選考方法
      1. 当財団選考委員による事前審査（書類審査）を行い、事前審査を通過したテーマに関しヒアリングを実施します。
      2. 申請書類及びヒアリングの結果を選考委員会で検討し、採択テーマを決定します。
      3. 事前審査（書類審査）の採否については事務局より電子メールにて連絡します。なお、採否の理由等についてのお問い合わせについては応じられません。  
         ＜スケジュール（予定）＞  
         ・ 事前審査（書類審査） ：2017年8月下旬～9月上旬  
         ・ 事前審査（書類審査）合否連絡 ：2017年9月上旬  
         ・ ヒアリング及び選考委員会 ：2017年9月下旬
   2. 選考基準  
      以下の基準に基づき選考を行います。
2. 目的の妥当性（国内自動車リサイクルとの関係性の強い事業）
3. 申請者の適格性（実施体制、財務の健全性、直近での法令違反の有無、暴力団等反社会的勢力ではないこと、等）
4. 事業の有効性（国内の自動車リサイクルへの裨益が期待できる）
5. 事業の実現性・継続性（事業の実現かつ、事業実現後に当財団からの助成なしでの事業の継続性が期待できる）
6. 事業の発展性（他の事業者での活用等、事業結果の広がりが期待できる）
7. 事業の効率性（効率的・合理的な支出等、費用対効果が十分に見込まれる）
8. 支援の必要性（支援がないと事業の実現が困難である、過去に官公庁等の委託・補助等を得て自動車リサイクルに関する同様の事業を実施していない等、合理的な理由がある）
   1. 選考結果
      1. 選考結果は9月下旬頃に事務局より電子メールにて連絡します。なお、採否の理由等についてのお問い合わせについては応じられません。
      2. 採択されたテーマについては、実施者名、事業概要などを公表いたします。さらに、選考結果によっては事業実施期間や採択金額の調整を行わせていただく可能性がありますので、予めご了承下さい。
9. 応募方法
   1. 応募方法
      1. 応募様式（様式1～8）に必要事項を記入の上、申請書一式（正本1部･副本13部）、添付資料1部･申請書一式の電子データが格納された電子媒体（DVD-R等）1部を同封し、以下の提出先まで郵送または持参して下さい。
      2. なお、申請書類は「信書」に該当しますので、「ゆうパック」を含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」（書留）や「レターパックプラス」をご利用下さい。また、配達記録が残る必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限（縦／横／高さの合計が90cm以内で、かつ4kg以下）を超過している場合は、複数に分割したうえで郵送するか、「特定信書便」で送付して下さい。
      3. 郵送する場合は、梱包の表に「2. 実施対象事業」に掲げる事業名を明記して下さい。
   2. 申請書提出先  
      一般財団法人 自動車リサイクル高度化財団  
      担当: 齋藤･柴田  
      住所: 〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 16F

※提出された申請書類は返却いたしません。

* 1. 申請書受付時間（持参の場合）: 平日9時から17時（12時から13時を除く）
  2. 申請書提出期限：2017年8月18日（金）12時（郵送の場合も12時必着です。当日の消印が押されていても無効となりますのでご注意下さい）

1. 設備費に関する留意事項
2. 助成金で取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、財団の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはなりません。なお、財団は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
3. 助成事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
4. リースは不可とします。
5. その他留意事項
   1. 助成金交付：助成金の交付にあたっては、交付規程に従い手続きを進めていただきます。なお、交付規程は内容に変更が入る可能性がございます。助成金の対象となるのは交付決定以降となります。それ以前に着手（発注・支払等）した経費は助成対象外となります。また、契約書に記載する事業終了日までに、支払行為を含む全ての事業を完了させて下さい。事業終了日を過ぎた支払経費は助成対象外となります。
   2. 経費の支払：本事業は原則、事業終了後に確定検査を実施し、検査にて認められた金額についてお支払いします（精算払い）。ただし、本事業を実施するうえで事前に費用の支払いが必要なケースにおいて、協議に諮り承認された場合は、承認された金額について概算で支払うことも可能です。
   3. 成果報告書の作成：採択された場合、成果報告書を作成・提出いただきます。成果報告書の構成については、採択後に別途通知します。なお、事業成果を説明いただく場として、中間報告と最終報告の2回を予定しています。
   4. 成果の公表：原則として、助成事業者は本事業に伴う成果について対外的に公表することを認めます。なお、財団においても成果を対外的に公表いたします。
   5. 知的財産権の帰属：本事業から派生した発明等に係る知的財産権（成果報告書、これに類する著作権を除く。）は、「自動車リサイクルの高度化に資する調査・研究・実証等に係る助成金交付規程」に従い届け出を行った場合、すべて助成事業者に帰属するものとします。
   6. 現在、一般財団法人 自動車リサイクル高度化財団は、公益認定申請中です。公募期間内及び採択後に公益認定された場合、募集要領等や様式類に記載されている当財団の記載は公益財団法人と読み替えてそのまま使用いただく予定です。予め、ご了承頂きます様、お願い申し上げます。
6. 問い合わせ先

公募申請に関する事務局業務は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所に委託しています。ご不明な点などがございましたら、下記問い合わせ先までご連絡願います。

問い合わせ期間：平成29年8月18日（金）12：00まで

受付時間：9時30分から12時、13時から17時30分 (土曜・日曜・祝日除く)

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所　社会・環境戦略コンサルティングユニット

　　（担当：松沼、松沢、山川、加島）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 ＪＡ共済ビル10階

　　Tel：03（5213）4198　 Fax：03（3221）7022